

平成28年3月第1回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 平成28年2月26日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
7番 小山栄治
8番 木村利晴
9番 桜田秀雄
10番 林修三
11番 山口孝弘
12番 小高良則
13番 湯浅祐徳
14番 川上雄次
15番 林政男
16番 新宅雅子
17番 京増藤江
18番 丸山わき子
19番 石井孝昭
20番 加藤弘

1. 欠席議員は次のとおり

6番 小菅耕二

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	榎本隆二
総務部	長	武井義行
市民部	長	石川良道
経済環境部	長	麻生和敏
建設部	長	河野政弘

会 計 管 理 者	醍 醐 真 人
財 政 課 長	江 澤 利 典
国 保 年 金 課 長	石 川 孝 夫
高 齡 者 福 祉 課 長	和 田 文 夫
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	山 本 雅 章
社 会 福 祉 課 長	佐 瀬 政 夫
農 政 課 長	水 村 幸 男
道 路 河 川 課 長	横 山 富 夫

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	吉 田 一 郎

・連絡員

庶 務 課 長	勝 又 寿 雄
---------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

事 務 局 長	山 本 雅 章
---------	---------

○農業委員会

・議案説明者

事 務 局 長	醍 醐 文 一
---------	---------

○監査委員

・議案説明者

事 務 局 長	川 崎 義 之
---------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	藏 村 隆 雄
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査	中 嶋 敏 江

主 査 補 須賀澤 勲
主 査 補 居 初 理英子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成28年2月26日（金）午前10時開議

日程第1 議案第2号から議案第31号
質疑、委員会付託

日程第2 休会の件

○議長（加藤 弘君）

ただいまの出席議員は18名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

監査委員から1月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、本日の欠席の届出が小菅耕二議員よりありました。

次に、本日の遅刻の届出が山田雅士議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第2号から議案第31号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑にあたっては、自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は、答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いします。

最初に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

○桜田秀雄君

それでは、質問をさせていただきます。まず最初に、予算書の231ページでございますけれども、この中の教育費、中学校の生徒援助奨励費、これについてお尋ねをいたします。

まず最初に、事業の目的についてお聞かせを願いたいと思います。

○教育次長（吉田一郎君）

就学援助制度は、経済的理由により就学困難と認められる児童または生徒の保護者に対して、当該児童・生徒の就学に要する経費の一部を援助することによりまして、学校生活が円滑に過ごされることを目的としております。

○桜田秀雄君

予算1千921万9千円でございますけれども、財源の内訳はどのようになっているか、お伺いをいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

1千921万9千円のうち、国県支出金の方で132万4千円。一般財源が1千789万5千円でございます。

○桜田秀雄君

わかりました。

次に、具体的な補助対象項目なんですが、学用品など具体的には、どのような経費が含まれ

ているのか、その辺についてお伺いをいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

対象経費といたしましては、八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱の規定によりまして、学用品、通学用品、新入学用品、修学旅行を含む校外活動費、学校給食費、医療費となっております。また、5月1日付の認定者には生徒会費やPTA会費も含まれております。

○桜田秀雄君

今の内容を聞いておりますと、例えば、制服の購入費は入っていないと思うんですが、実は今、私も中学校の入学式によく参加させてもらっています。しかし、いつも新入学生の中で7名から、中央中学校の場合ですけれども、結構いるんですね、出席をしていない学生が。

今、ネット上で制服が買えない、それで学校に行けないと、こういうことが西日本新聞に掲載されまして、今、ネット上で大変な注目をあびているのですけれども、ちょっと新聞の記事の内容を読ませてもらいます。

○議長（加藤 弘君）

桜田秀雄議員、確認しますけど、今、1のどこ、丸幾つのところですか。

○桜田秀雄君

だから、事業の具体的な対象の中身について、今。

○議長（加藤 弘君）

②ですね。

○桜田秀雄君

そうそう。答弁がありましたけれども、それについて制服については含まれていないのかなど、そういう思いで、今、質問しているのですけども。③ですね。

○議長（加藤 弘君）

③ですか。番号を言って質疑してください。

○桜田秀雄君

わかりました。

3年前の春、九州北部のある公立中学校、入学式に新入生のヨウスケ、仮名でございますけれども、姿はなかったと。2日目も3日目も母親は電話で「体調が悪いから」と説明するばかり。担任の教師がピンと来まして、学校指定の制服業者に電話をしました。そうすると、その子は受け取りに来ていません。注文したが、3万5千円のお金がなくて、取りに行けずに、登校させられなかった、こう母親は打ち明けました。校長先生がこれを立て替えて、制服をヨウスケ君のうちに届け、担任の勧めで、母親は就学援助を申請、校長に少しずつ返済をすると、こういう約束をされました。4日目、ヨウスケ君は真新しい制服に身を包み、ようやく校門をくぐった。翌日から、この中学校では、制服を取りに来ていない生徒がいないか、入学式前に制服業者に確認するようにした。スタートから子どもがつかまざらないようにするためである。こういう記事が載っております。

先日、担当課の方に行きまして、こういう記事があるんだけど、こういうことについて市では対応できないかというお話をいたしましたら、「そこまでしなくてはいけないのですか」、こういうお話をいただきました。

本当に、今、生活に困っている人がいっぱいいらっしゃる。就学援助費の中に市の税金も入っているのですから、入っていますよね。今、答弁があったように。そういう市の予算の中で、こうした制服について何か対応できる方法はないのでしょうか。その辺についてお伺いをいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

中学校の方に確認しましたところ、全ての中学校で制服のストックを用意してあるということでした。これらにつきましては、卒業生からの寄附等でストックするということでした。

○桜田秀雄君

ぜひ、現場と連絡を密にして、私も田舎で、最初に中学校へ行ったときに、かばんが買えなくて、風呂敷に包んで通った経験がございます。ぜひ、その辺について、細かいご配慮をお願いしたいと、このように思います。

次に、補助対象者見込み及び受給要件でございますけれども、対象者は何人ぐらいを見込んでいるのか。できれば、ここには出しておりませんが、小学校も同じような内容ですから、出しておりませんが、小学校のことを含めてお聞かせを願えればありがたいと思います。

○教育次長（吉田一郎君）

認定基準につきましては、生活保護基準の1.2倍以内に規定されております。また、本年度予算におきます対象者数ですけれども、就学援助費につきましては、小学校で195名を見込んでおります。中学校では125名を見込んでおります。

○桜田秀雄君

当然、受給要件というのがあると思うんですけれども、世帯構成や、あるいは年齢、家賃の有無など、これによって変わると思うんですが、例えば、2人世帯、あるいは3人世帯など、目安としては年間の総所得、これはどのぐらいになるかわかりですか。

○教育次長（吉田一郎君）

個々によりますので、認定基準をもとにしているのは生活保護基準でございますので、こちらの方の1.2倍となります。

○桜田秀雄君

次に、申請の手続ですが、これはどのようになっているのか、流れについてお聞かせを願いたいと思います。

○教育次長（吉田一郎君）

申請手続につきましては、申請書に必要書類を添えて、学校長の方に提出いたします。学校長は、当該申請書等に生活状況等を記録した書面を添えて教育委員会に提出するようにな

ります。就学援助費については、学校給食費や医療費を除き、学校長を通じて支給されるということになっています。

○桜田秀雄君

先ほど、対象者が小学校195名、中学校125名というお話でございますけれども、昨日、一昨日ですか、山形大学の戸室さんという先生が、子どもの貧困に関する研究結果を発表されました。この中で、全世帯の18パーセント、子育て世帯の14パーセントが生活保護基準以下で生活をされていると、こういう現状だそうでございます。

生活保護には手元に7万円程度、あるいは車など資産を持っていますと、適用できない。こうした理由から、全体の15パーセントしか生活保護を受給されていないと述べられています。

先ほどの所得に上限があるというお話がありましたけれども、これらの研究結果を見ますと、八街市の場合は大変貧困率が高いわけですから、対象者全員が申請をすれば、相当な人数になるのではないかと、このように思うんですけれども、役所は申請主義ですよ。生活保護を受けられている方は申請しなくても、書類を出さなくてもいいのかもしれないけれども、その他の皆さんは申請をしないと、受給をできないと、こういうことになるんだと思うんですけれども、今回、新入学時に、あるいは中学校も含めて全世帯にこうした内容については告知されているのかどうか、お伺いをいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

入学にあたっての手續の説明等の中で就学援助制度、また、私、先ほど、就学援助制度だけの話をしましたけれども、特別支援就学援助費、これもございます。あわせて説明しているものでございます。

○桜田秀雄君

きめ細かな対応をお願いしたいと思います。

次に、学校納付金未納の取り扱いということでございますけれども、これは現場対応になっていると思うので、例えば、学校給食費、未納、修学旅行も含まれるのかなと思うんですけれども、未納の場合の対応は、どのようにされているのですか。

○教育次長（吉田一郎君）

給食費等につきましては、保護者の方には行きませんで、そのまま学校給食センターとかに、医療費については医療機関とかに支給されますので、そういった部分では未納付というのはございません。修学旅行につきましては、分割で支払っていただいているケースもあるということでした。

○桜田秀雄君

市町村によっては個人宅に振り込む場合もあるだろうし、八街市の場合は直接、給食費に未納があった場合には、受給費の中から取り立てるというのはおかしいですけれども、いただいていると、そのように理解をしてよろしいですか。

○教育次長（吉田一郎君）

給食費につきましては、先ほど説明で、給食費と医療費を除いて保護者の方に支給するとございましたけれども、学校給食費につきましては、保護者の方に支給せずに、そのまま学校給食センターの方に振り込まれますので、未納は生じないということでございます。

○桜田秀雄君

わかりました。他の市町村では、例えば、入学をして、学校で身体検査をやりますよね。視力が一定以下の場合には、めがねを作る費用、これも支給されている自治体が結構、今、多くなっていますけれども、八街の場合はどのような取り扱いになっているのか。

○教育次長（吉田一郎君）

ご質問の件でございますけれども、八街市につきましては、健康診断により学校保健安全法施行令第8条に規定する感染性または学習に支障を生ずるおそれのある疾病と認められたときに、保護者に対し医療券を交付しております。よって、めがね、補聴器、車椅子等は対象となっておりますので、就学援助費の方の支給はございません。

○桜田秀雄君

今後、その辺について改善の余地はあるのでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

先ほど申しました、めがね、補聴器、車椅子等につきましては、学習のみならず、日常的にも使用されるものでございますし、病気などでめがね等を必要とする場合には、ご加入の保険等で対象となるものではないかと思えます。

○桜田秀雄君

次に、191ページ、土木総務費でございますけれども、409号、これは市民の皆さん、本当にもう何とかしてほしい、何とかしてほしいという念願が、議会で言えば議員全員同じだと思うんですが、先ほど、市長の方にも現場の写真をずらっと見ていただきました。ご案内のように、今、あそこにある不動産会社が社屋の建設を行っています。そこに高いブロックを、今、打っているのですけれども、本当にU字溝ぎりぎりにブロックを打ちまして、その高さが業者に聞いたら、8段から10段ぐらいありますよと、こういうお話でございました。今までもあの交差点で、今まではコンビニがありましたから、何の障害物もなくて、そこを皆さん、横断を待つ場所に使っていましたけれども、これからはそのスペースがほとんどなくなってしまいます。あそこに自転車が1台待っていると、あとは誰も通れないと、こういう状況が、今、生み出されようとしているのですが、この辺について、市の方は何らかの関わりはあったのでしょうか。それについてお伺いをいたします。

○建設部長（河野政弘君）

ご指摘のあります409号の八街十字路、この辺の交差点改良というご質問でございますので、409号、八街十字路交差点改良につきまして、中心市街地の国道と県道が交差する交通量の非常に多い交差点でありますので、国道409号道路整備促進期成同盟会の中でも要望を行っておりますし、また、道路管理者でございます県印旛土木事務所の方へも何回も交差点改良についてはお願いをしているところでございます。

ただ、今ご質問のありました件につきましては、開発行為ですとか、そういうものにも該当しませんので、そういうことにつきましては、建築確認という範囲の中で、印旛土木事務所の方で許可を出しているものというふうに認識しております。

○桜田秀雄君

あの土地は、4、5年余りの間に、本当に移り変わりが激しかったです。一時更地になりまして、私の方から市の方に「今、更地になったから、今が絶好の機会だよと。将来を見込んで歩道スペースを確保するように、県の方に言ったらどうだ」と、こういうお話をさせていただきました。しかし、それ以降、あそこにコンビニができました。コンビニが3年ぐらいですかね、撤退をいたしました。そして、また更地になりました。同時に、あそこに大きな看板が立ちました。売地という大きな看板です。私はまた、役所のどなたかちょっと覚えていませんけれども、お話をしました。しかし、その看板、10日前後で撤去されてしまいました。すぐに売れたんですね。売れたんだと思うんですよ。そして、今、ある文違の不動産会社があそこに社屋を作る、こういう状況になっているのです。

これは副市長にお伺いしたのですけれども、国道409号で、両方とも印旛土木事務所の管理ですよ。行政の場合は、年頭に計画を立てて、土地の買収計画をやらなくちゃいけないのはわかっておりますけれども、こういう緊急の対応、例えば検討して、あその土地は是が非でも必要だと思っていることもあると思うんです。そういうことについては、どのように対応。対応できないのでしょうか、対応できる方法はほかにはないのでしょうか。その辺についてお聞かせを願いたいと思います。

○副市長（榎本隆二君）

私もその辺の詳細というか、詳しいところについてははっきりわかりませんが、用地の取得ということですね、緊急の。当然、地権者とか、そういった方もいらっしゃると思いますので、いろいろな事情はあるとは思いますが、そういった中での交渉の中で対応していくことになるのかなというふうに思います。

○桜田秀雄君

五番のあそこに大型店舗ができましたよね。あのときもあそこに不動産会社が土地を買った。ですから、将来、あそこはどうしても歩道が私は必要だと思っていましたから、担当課に申し上げて、県の方に情報提供をやってくれと申し上げました。しかし、結果的には分譲住宅が2軒建っちゃって、もうあそこは永久に歩道の確保はできない、こういう状況になりましたけれども、やはり、行政は先を見込んで対応していく、これが求められると思うんです。市長も、多分ご自宅から役所に通うときに、409号を通っていると思うんですけれども、向こうの信号から入るかどうかわかりませんが、409号の交差点の現状をずっと、もしあそこを通過すれば、毎日目にしているわけです。だと思えます。

ぜひ、これから5年後、10年後、先を見込んで。八街は409号なんて全面歩道というのは無理なんです。空家条例もできました。これからどんどん空家が増えていきますから、更地になった時点で、ぱっと対応できる、こういう対応をとっていただきたい、こ

のように要望をしておきます。

次が409号、川上入り口の信号についてでございますけれども、ここもタクシー会社さんが今度奥の方に引っ込みまして、手前に、今、コンビニをつくっています。もともとあそこは歩道も何もなくて、僕も本当に毎日のように通りますけれども、本当に困るのです。今までは金網が張っておりました。金網があれば、当然、車を金網にひっかけるわけにはいきませんから、少し余裕を持って大きく回る、こういう状況があったのですけれども、今度は金網を撤去されて、ブロック1段なんです。これを境界線ぎりぎりに打たれました。工事状況を僕も見えていたのですけれども、最初にブロックを打った、その何時間後に、その角に車が乗り上げると。後輪が乗り上げてしまうのです、どうしても。そして、昨日、一昨日、今度は黄色いペンキを、いわゆる注意喚起する意味で塗りました。塗った途端です、その角に車が乗り上げていました。こちらは市道、市の道路43号線かな、こっちは409号ですけども、県と市が関わりますけれども。こうした開発のときに、隅切りをお願いするとか、そういうことはできないものなのか、お伺いをいたします。

○建設部長（河野政弘君）

ご指摘の建築につきましても、これを開発許可の面積には至らないということの中で、建築確認だけの申請という結果になっているかと思えます。今、ご指摘のありましたようなことにつきましては、土地の境界ぎりぎりに物を作るということに対し、こちらでは強制というか、そういう規制等もできない状況でありますので、運転者の方にも十分注意していただきたいと思えますし、県の方とそちらの方のお話し合いの中で、何か注意喚起というか、そういうものを市道なり国道なりに、そういうものができるのであれば検討はしてまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

今話を聞いていると、何もできないんだという感じなんですが、市長は、この前の私の一般質問の中で、口利き記録制度、この中で、市民の皆さん、委員の皆さんから情報をどんどん出していただいて、それを参考にやっていくのが、みんなで作る街づくりなんだと、このようにおっしゃいました。

銚子の方では、こうしたまちの中で問題が起こったときに、すぐに市民の皆さんが今はやりのカメラで写真を撮って、それを行政の方にさっと送ると、すぐに対応する。対応できなくても、すぐに見には行くと、こういうシステムができ上がっておりますけれども。

やはり、職員の皆さんが毎日通っていると思うんですよ。市長も通っている。幹部も通っている。気付いたら、すぐに情報を担当課に回すなどして、できる、できないは別にいいですよ。何らかの対応をとる、そういう姿勢がこれから必要ではないかと思うんですけども。

部長、土地の売買について、これはタッチできませんよね、我々は。建築確認で出てきて初めて、建物については行政として対応できる。昨日、一昨日かな、職員の皆さんがあそこをメジャーではかっておりましたけれども、何の仕事で行ったのか、わかりませんけれども、でき上がっちゃったのもそうなんです、建築確認の申請が出たときに、現場に

行くわけでしょう。今は行っていないのかな。書面だけで終わっているのかな。その辺はわかりませんが、建築確認で行ったとしても、その敷地は見られるわけですから、そういうとき、こっちの方から逆に話しかけて、ここはどのようにやるのですか、そういうのを聞いて、もし、地権者と協議ができるようであれば、やはり、事前に先行投資してもいいから、隅切りをしていく、こういうことをこれからやっていただきたいと思うんです。本当にこれから、金がないのですから、全面的に歩道を作るなんて八街は無理ですよ。そうだと思うんです。だから、空き家条例ができて、今、見ていますと、あちこちでどんどん更地になっています。特例法の効果もあるのでしょうかけれども、今後、そういうところに目を配りながら、行政運営をやっていただきたい、このことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（加藤 弘君）

以上で桜田秀雄議員の質疑を終了します。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてお伺いします。

議案第11号、付議案22ページでございます。

それでは、お伺いしますけれど、特別職の給料月額を近隣市の最低となるように83万円に改定するということについては、市税収が県下ワーストグループに入っているということからも、私は当然と思います。

そこでお伺いするのは、減額率改正によって特別職の給料月額は、前年度と比較するとおのおの幾ら引き上げるのか、お伺いします。

○総務部長（武井義行君）

まず、減額措置、これにつきましては、あくまでも暫定的な特例措置ということをご理解をいただきたいと思えます。また、給料、手当等につきましては、これは特別職、一般職に限らず、本則に定められた額が支払われるというのが、私は大原則だと考えております。

現在実施しております市長15パーセント、副市長10パーセント、それから教育長8パーセントの減額措置につきましても、これはあくまでも暫定的な措置ということですので、私といたしましては、極力早い時期にこれは取りやめる方向という方向で検討したいと考えております。

これらを踏まえまして、特例措置による比較ではなく、本則減額改定することによる影響額につきましては、私から説明させていただきます。

まず、支給額につきましては給料月額が86万円から83万円ということで3万円減額になりますけれども、これらの給料、それから期末手当を計算していきますと、年間で約50万円の削減になります。それから、副市長につきましても、給料月額が72万円から69万円ということで3万円減額になりますので、これも同じく年間50万円の削減、それから、

教育長につきましては、給料月額が67万円から65万円と2万の減額になりますので、年間33万円の減額となります。これらを合計いたしますと、年間で約133万円の削減となりまして、さらに、これは退職手当等にも影響いたしますので、相当の額の削減につながるものと考えております。

以上です。

○京増藤江君

減額は暫定的ということで、私も特別職の方々の毎日のお仕事は本当に激務だと思いますし、本来ならば、きちんとお払いができたかと、本当にそう思います。しかし、この間、八街市としては、市民に対して、あんま・マッサージ券や長寿祝金事業など、さまざまな市民サービスを削減してきました。その上、消費税増税、物価高の中で、介護保険料や国保税も引き上げていく。しかも、市民の皆さんは、収入が減って暮らしが大変悪化しているわけです。このような中で、年間50万から30万の前年度よりも引き上げがなされるということは、市民暮らしの状況から、一体どういうふうに市民は感じていくのか、こんなふうに思うわけでございます。

また、後で質問いたしますけれど、市の職員の方々の給料も減らされている、こういう中で、私は、やはり、特別職の方々の給料については、本当に申し訳ないですけど、最後にしていただきたいと思うわけなんです。

それで、年間50万から30万引き上げとなるのですけれども、私は本当に申し訳ないと思うんですけど、この減額率をもう少し大きくして、半分ぐらいにしていくと、そういうことは考えられないのか、お伺いします。

○総務部長（武井義行君）

まず、一言申し上げたいのは、これは本則の改正によりまして削減になるというふうに先ほどご答弁させていただきました。

それと、今回の減額率は市長5パーセント、副市長、教育長2パーセントということでございますけれども、これによる影響額、これを見ますと、市長が年間約90万円の減となります。それから副市長が約40万円の減、それから教育長が38万円の減ということで、年間合計で167万円の減額となります。

先ほど来、職員の給与というお話もございましたけれども、これは単純に比較にはならないのですが、現在引き続き実施しようとしておりますのは、管理職手当の20パーセント削減、それから地域手当1.5パーセントということで、平成28年度実施する予定でございますけれども、これが職員に与える影響額はどのぐらいあるかと申しますと、単純に平均、人数で割っている額だけでございますから、一概に比較できないのですが、一般職人件費1人あたり年間22万1千円の減となります。ただ、今、申し上げましたように、市長につきましては年間90万円の減、それから副市長が40万円の減、教育長が38万円の減となりますので、その辺から比較いたしましても、これは妥当な額、妥当な減額率だというふうに考えております。

○京増藤江君

私も減額については、やはり、どなたの減額についても、私は本当に胸が傷むわけです。それだけ市の財政が大変だと。今までの運営の結果、こうなっているわけです。ですから、私は、本当に長として頑張っておられる、そのことは本当に頑張っておられると思うんです。この間の一般質問の中でもさまざまな改善がなされてきた、そういうことも本当に努力をされていると、私も思います。

だけれど、ここでもうちょっと頑張っていく、我慢していく、そういうことも必要な、そういう特別職の給料の減額、また、減額率、これにはちょっと、大変私も言いにくくて、苦しいのですけど、やはり検討していただきたいと、そう思います。

次に、第13号、付議案36ページ、八街市一般職の職員の管理職手当及び地域手当の特例に関する条例の制定について、まず、地域手当1.5パーセント支給について伺います。

一般質問でも取り上げられましたけれど、八街市の地域手当はもともと近隣の市町村と比較しても3パーセントと低い、そういう中で、平成27年度はゼロであった。本当にこれは大変だったなと思います。

それで新年度は1.5パーセントを支給するという内容なんですけれど、私はこれは、この新年度で3パーセントに戻すべきだったと思います。今からでもぜひ、特別職給料を削っても、とても足りないのですけれど、私はまずこういうところに市長の姿勢を示していただきたい。本当に働く方々の思いに応えていく、そういう決断をしていただきかったし、また、これからでも遅くないと思うんですけれど、いかがでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

申し訳ございません。先ほどの特別職の給与等ですけれども、1つ申し添えさせていただきたいというのがございまして、今回の改定にあたりましては、八街市特別職報酬等審議会、こちらの方で審議いただいて答申されたものでございます。これを今回の議案として上程させていただいております。

ただいまのご質問、地域手当につきましては、これにつきましては、林政男議員からの一般質問、その中でも答弁させていただいたとおりでございます。平成27年度の決算状況、それから、今後の財政推計等を勘案した中で判断させていただきたいと考えておりますけれども、できる限り、平成29年4月には戻せるようにしてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

やはり、職員の皆さんも大変消費税増税、物価高の中で暮らしが大変なわけです。これは新年度予算で1.5パーセント、申し訳程度に増やしたわけなんですけれど、近隣と比べても低過ぎるわけですから、これをこのまま1.5パーセントで置いてしまう、もとに戻しても、近隣と比べて低い状況、1.5パーセントで胸が傷みませんか。市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先般も林政男議員の代表質問の中でも申し上げたところでございますけれども、平成29年4月に3パーセントに戻せるようにしてまいりたいと思っております。

○京増藤江君

昨年も大変だった、また、今年も大変な思いで職員の方々は働かなきゃいけないというところで、私は本当に残念だと思います。

次に、管理職手当20パーセント減額についてなんですけれど、財政が悪化の中、頑張っている管理職の方々の手当、新年度も20パーセント削減するというもので、これも本当特別職の方々を減らすのであれば、私もこれはもう削減してはならないと思うわけです。今年の削減額は総額幾らなのか、また、この間の削減額は、総額で幾らかをお伺いします。

○総務部長（武井義行君）

退職手当の20パーセント削減は継続的に実施させていただいているのですが、この影響額は約714万円になっております。

○京増藤江君

総額が。

○総務部長（武井義行君）

総額です。

○京増藤江君

この間の。

○総務部長（武井義行君）

これは約10年間、これまで実施しております。その間、それをトータルいたしますと、単純に700万掛ける10年ということで7千万円程度ということになるかと思います。

○京増藤江君

今年1年間で714万、これは、先ほどから私も本当に言いにくいのですが、特別職の方々を後回しにすれば、その分プラスちょっとで、これはもとに戻していける、20パーセント削減しなくても済むと、そう思うんですけれど、私は順番が間違っていたのではないかと思うんですけれど、この点についてはいかがですか。

○総務部長（武井義行君）

管理職手当、これにつきましても、同様にできる限り早く復活させたいというふうに考えておりますけれども、今後予定されております北総中央用水改良事業の一括償還ですとか、まだまだ財政面で不透明な部分もございますので、やはり、決算状況等、また財政推計等勘案した中で判断したいと考えております。

○京増藤江君

やはり、きちんとした収入があってこそ職員の皆さんも本当に力が発揮できる。そして、さまざまな市民との協働ができていく、私はこう思いますので、働く方々の手当、給料、このことは減らしていかない、本当に大切にさせていただきたいと要望しておきたいと思います。

次、第26号、予算書196ページなんですけど、7款2項4目の道路排水対策費についてお伺いします。

まず、1番目に、道路排水施設整備事業についてなんですけど、この場所と事業の経過につ

いてお伺いします。

○建設部長（河野政弘君）

道路排水施設整備事業費の内容でございますけれども、まず最初、委託料につきましては、設計業務いたしまして冠水対策排水整備設計業務ということで、市道五区12号線の県営住宅付近の冠水1カ所、これの検討をするための設計を行うものでございます。

内容につきましては、周辺の排水整備や調整池などの場所、調整要領を含めた設計を実施いたしまして、今後の整備に向けた計画策定を行うものでございます。

また資材区画調査業務でございますけれども、道路排水整備工事で使用する二次製品等の資材単価の調査を行うものでございます。また、工事請負費といたしましては、市道文違10号線排水路整備工事で、文違区の（株）石国工業付近の排水路工事、既存の側溝をUの240から幅が1メートル側溝に入れ替えまして、冠水解消を図るために継続的に進めておる事情でございます。

○京増藤江君

本当に大雨のときには車も水没するぐらいの冠水場所ございましたので、こういう方向でやってくださいということは、周辺の方々、また、通行に使っておられるの方々、本当によかったなと思います。今、やっているところでは、京葉霊園の前の道路、あそこは特にひどかったというところで、私も被害を道路河川課の方に、こういうことがありましたよということで伝えたりしております、よかったなと思います。

それで、これはほかにも冠水場所はたくさんあるわけございまして、早急に対策を立てていかなければならない、こういう場所があります。これは私は一般質問でも今までも何回も取り上げてまいりましたけれど、大池第3雨水幹線は本当にお金がたくさん使われてきたというところでは、今答弁がありましたように、あちこちでも冠水をなくすための努力はしっかりとさせていただきたいと、重ねて私は要望しておかなければならないと思うんですが、その点、今、緊急にやらなければならないのは、中央中学校わきの排水路、また六区1号線白河商店地先などの冠水対策の強化が必要と思うんですけれど、このあたりの解決ができれば、大関調整池に関わる流域の冠水対策の大きな力となると思うんですけれど、この地域の調整池、早急に増やす計画はどうなっているのか、お伺いします。

○建設部長（河野政弘君）

実住小の付近のところでございますけれども、ただいま説明申し上げましたが、委託料の中で、施工業務ということで行いますが、この辺が、いわゆる実住小学校から下流、県営住宅も実住小学校の下流になりますけれども、それと五区12号線、瀬能造園さんがありますけれども、あの辺も冠水いたしますが、その辺の冠水の解消の計画を作るという内容の設計でございますので、総額です。

それから、六区1号線につきましては、今、バイパスの工事を行っておりますけれども、その辺の環境を踏まえながら、今後検討していきたいと思っております。

○京増藤江君

となりますと、実住小学校、また中央中学校あたりの排水対策は、もう調査をしていくという、そういう理解でいいですね。

○建設部長（河野政弘君）

大関調整池の方へ流れます流域になっておりますので、その辺の検討を行うという委託料でございます。

○京増藤江君

本当にこれは市民の皆さん、関係者の皆さん、本当に安心をする。これから事業実施していくと。それが終わるまでは本当の安心にはなりませんけれど、きっかけが生まれていくところを、解決のきっかけが生まれているところでは、本当にありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

そういう点では、次の7款3項1目河川改良費なんですけれど、これは上砂ということなんですが、流末排水施設整備工事ということで、私はこの流末排水施設については、流末の施設が整備されないと、なかなか排水対策がうまくいかないというふうに思うんですけれど、流末施設については、今後、どのような計画なんでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

今、ご質問がありましたように、流末雨水対策につきましては、本来であれば、最初に調整池等作りまして、それから上流の水路、あるいは側溝等を整備するべきものですが、なかなかそういうこともできないという中で、今回計上しておりますものにつきましては、上砂地区、今、ご質問がありましたけれども、流末排水路の整備工事でございます。現在、道路横断2カ所のみ整備されておりますが、未整備箇所につきましては、先般の雨等で侵食されているということで、この辺の整備を行うものでございます。

○京増藤江君

この予算は、今ある設備の補修なわけなんですけれど、施設がないところは排水に困っているという点では、今後の整備をしっかりとお願いしたいと思います。

次に、199ページ、7款4項1目都市計画総務費なんですけど、まず、都市計画策定費について、委託がされておりますけれど、委託料の内容と費用負担についてお伺いします。

○建設部長（河野政弘君）

この都市計画基礎調査につきましては、都市計画法第6条に基づきまして、都道府県が概ね5年ごとに実施するものでございます。国土交通省令で定めるところによりまして、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、あるいは市街地の面積、土地利用、交通量などの現況及び将来の見通しなど広範囲なデータを把握し、客観的、定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎調査を行うものでございます。

本市におきましても、その一部につきまして県の委託を受けて、調査書の作成、あるいは図面、その他の資料を作成する予定となっております。

県からの負担ということでございますけれども、県から委託金として180万円を見込んでおります。

○京増藤江君

180万円を県が負担ということで、3分の1ぐらいを県負担なんですね。県が自治体に委託をするという点では、市の方が負担が多いということは、ちょっと筋違いではないかというふうに私は感じるのですけれど、やはり、こういう県が委託する事業について、ほかにもあるかもしれませんけれど、県の方が負担を多くしていく、そういう方向で私は県に要望すべきではないかと思うのですけれど、市長会などで要望はできないか、市長にお伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

ただいまのご質問の件でございますけれども、今後、近隣市長の意向も確認した上で対応を検討してまいりたいと思っています。

○京増藤江君

各自治体の、豊かなところもあるとは思いますが、やはり財政が厳しいところが多いわけですから、ぜひそういうところは話し合っていたきたいと思います。

次に、議案第30号、予算書351ページ、下水道事業特別会計予算についてでございます。1款2項3目の下水道雨水建設費について、新年度の予算は第3雨水関係が3千782万8千円となっております。前年度は約2億4千万円の計上でした。

お伺いするのですけれど、第3雨水幹線事業の総額と市の持ち出しは幾らなのか、また、枝線事業は5カ所ぐらいとのことですが、総額幾らの予定なのかお伺いします。

○下水道課長（山本安雄夫君）

それでは、公共下水道雨水整備事業費なんですが、その中で新年度予算につきましては、3千782万8千円、平成27年度予算に比べまして84パーセント前後の減でございます。この大きな減の理由でございますけれども、まず、今、京増委員がおっしゃいましたように、大池第3雨水幹線が昨年10月に完了いたしました。これにつきまして平成28年度予算には事業費を最低限、これは15節に載せてございますけれども、山下商店さん前に到達立坑からシールドマシンを出しました。その上の歩道部分がまだできておりません。その歩道部分を印旛土木事務所道路河川課と協議したところ、本来であれば、平成26年度で終了するものが1年延伸したということで、その歩道を整備するというような予算を平成28年度予算に乗せてございます。

また、本年、八街東小学校裏側、一区39号線、泥水式推進で事業を行っております。この事業につきましても、本年度中に終了するという形で新年度予算に計上していないということで、平成28年度予算につきましては、相当の減であると。

また、今、委員の方からご質問がございました大池第3雨水幹線の事業費でございますけれども、20億8千865万3千円でございます。

なお、今後、あと4カ所という話でございますけれども、現在、今お話ししました一区39号線の枝線整備工事は終了いたします。また、市役所前の市道224号線につきましては、先行で整備してございます。今後、あと柳屋わき、山本県議会議員事務所の国道の逆側なん

ですけれども、あそこもたびたび浸水をするということで、来年度、それにつきましての実施設計、詳細設計ですけれども、そちらを発注する予定でございます。これは来年度予算に実施計画を計上させていただいております

また、その後でございますが、下水道課の方で考えておりますのは、廣瀬商店さん、コインランドリーさんの前の枝線整備事業、これにつきましては、今後の財政事情を見ながら検討してまいりたいと思います。その4カ所の総事業費ということはまだ出ておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○京増藤江君

第3雨水幹線事業については、先ほどから私も質問しておりますように、約5カ所の冠水対策をしっかりやっていくという点では、これが本当に役立つようにと、せっかく作るのですから、大雨にも役立つようにということでは、しっかりとやらなければいけないと思うんですけれども、結局は約21億円総額でかかると。国の補助は4分の1ですから、市の負担は124億5千800万円ぐらいかかると。失礼しました、12億4千585万3千円ぐらいかかると。そして、そのほかに利子も付きますから、本当に14億ぐらいは市の持ち出しとなると。そのほかに枝線があるというところでは、市の財政には大きな負担となっている、そういう事業だと思います。

そこで、私は次にお聞きしたいのは、2款1項の公債費についてです。元金及び利子について伺いますけれども、市債の償還にあたっては、元金と利子は密接な関係がありますので、あわせてお聞きします。償還にあたって第3雨水幹線事業の元金の支払い、また利子支払いの計画について伺います。

○下水道課長（山本安夫君）

それでは2款の公債費についてご説明いたします。先ほど大池第3雨水幹線事業費のご説明をいたしましたけれども、その中での地方債の金額は8億4千410万円でございます。これにつきましては、5年据え置き25年払いの、全体の年数で30年でございますけれども、地方団体融資機構から1.1パーセントから1.5パーセントの割合で償還をすることになっています。

最初から5年度につきましては、利子のみという形でございますけれども、借りた年度が平成25年度から平成27年度という形で、利息の支払い方が変わってきます。ちなみに、平成28年度は1千26万2千900円、利子のみでございますけれども、こちらを償還すると。また、平成29年度についても同額の利子を償還すると。平成30年度からにつきましては、今度は元金が入っておりますので、元金均等でございますので、1千244万5千227円の元金を償還するという形でございます。それに伴いまして、総額につきましては利子の総額が全体で1億8千650万8千246円でございます。これに伴いまして、利子と元金を合わせますと総額で10億3千60万8千246円を、これから、平成57年度まで支払う予定でございます。

以上でございます。

○京増藤江君

ただいま答弁にありましたように、多額の元金、利子を合わせて償還が必要ということでございます。

そこでお尋ねするのですが、平成26年度決算審査意見書におきまして、下水道事業特別会計について、経営指標の推移から経営的な余裕はなく、今後、地方公営企業法による財務処理が適用される見込みがあるので、費用対効果を考慮して事業を進めてください。今後財政状況はさらに厳しくなると推計される。中長期を見据えた財政運営が望まれるとあります。

今後の利子、元金の償還をする中で、経営については、審査意見書に従うような、経営が改善するような、そういう見込みは持てるのかどうか、伺います。

○下水道課長（山本安夫君）

ただいま委員のご説明があったように、下水道事業も平成32年から公的企業に移行いたします。また、今、ご説明ありましたように、元金、利子の支払いについてなんですが、現在、本市では経営を安定させるために資本費平準化債で、下水道管の償還期間は5年でございます。また、元金の償還につきまして30年でございます。これでは元金、利子の支払いが終わった後でも管の償却は残っておりますので、仮に車を自分が買った場合に、車の普通自動車の償却は5年でございます。ローンを3年で組みますと、2年間償却が余っているという形でございますので、その部分を後年度に回すという形で資本費平準化債で利子あるいは元金を後年度に持っていくという形で平準化させて支払って、安定化にさせていくというような形で、現在、下水道事業はやっております。

以上です

○京増藤江君

償還は多いときで3千900万円、また、3千500万円、3千600万円というようなときもありまして、公共下水道だけではなく、八街市財政が全体がどうなるのかというところで心配な面がありますので、一つ一つの事業についても慎重な対応を求めていると思います。

次に、31号、平成28年度水道事業会計予算についてでございます。5ページから6ページについてお伺いします。

八街市の平成26年度の有収率は約79.2パーセントと。この間、水を2割以上無駄にしております。この原因は水道管が古くなっている、更新を迎えているという、そういう時期であるのも関わらず、更新がされていないというのが原因です。

公益社団法人日本水道協会による水道統計によりますと、八街市のように20パーセント以上も水を無駄にしている、そういう水道事業体は全事業体の16パーセントとあります。ですから、2割以上も漏水があるという点では、八街市は早急な対応が必要だと思っております。

私たち日本共産党もたびたび質問をしておりますけれども、新年度の修繕費について、また、

施設の改良、上水道の更新工事についてのしっかりとした予算を組んでいくべきと思いますが、この予算では将来的な漏水をとめていく、そんな予算となっていないと思うんですけど、計画的な漏水を減らす、そういう方向はどうかになっているのか、伺います。

○水道課長（金崎正人君）

まずは委員のおっしゃられるとおり、有収率が79パーセント前後という形で、ここ数年推移しております。これは同程度の団体としますと、大体84パーセント前後が全国平均であろうかと思います。八街の場合、今、この79パーセント前後ということで、できるだけ平均に近づけようということで、日頃努力はしておりますが、現実的に、皆さん、もうご存じのように、管の改修、これは議会等でお話を申し上げておりますが、セメント石綿管ということで、管自体が相当古くなっている。これは鋳鉄管においても相当古くなってきておりますが、やっぱりセメント石綿管の漏水が多く、決算の中でもあります、平成26年度決算では138件というような形の漏水の補修箇所の費用支出がされております。ここ数年、漏水件数的には、多少の前後はございますが、費用としては、昨年においては3千800万円程度修理費としてかかっておりますが、同程度の費用が毎年かかっているというような状況でございます。

そのことから考えますと、早急にセメント石綿管以外にもありますが、老朽管について更新するということが必要だということは担当の方としても十分認識はしております。ただ、漏水管の更新工事を行うに対しまして費用面を考えていきますと、現状の経営の中でいきますと、年間約1億、それと延長としまして1キロというようなことを今までも議会の中でも答弁させていただいておりますが、これを堅持することが最低でも必要だろうと。それと、これを超えた形での支出を考えていく中では、根本的に経営の内容の再精査をする必要があるだろうというようなことから、今年度から来年度にかけましてではございますが、基本計画等の見直しをしまして、その中で財政計画、また、今後の水道としてのあり方をどうしていくかという部分について検証しまして、今後の計画に反映していきたいということで考えています。

○京増藤江君

大きな地震がいつ起きても不思議ではないと言われるような中で、厚生労働省は全国の水道管で震度6強程度の揺れに耐えられるのが2014年度末で36パーセント程度だと発表しております。

そういう中で、八街市は、いまだ漏水率が高いわけですから、震度6の地震に耐えられないのではないかと。地震に地盤は強いと。しかし漏水管は全国と比べても非常に多い、こういう点では、早急な計画をして、震度6の地震が起きたときに、近隣の中でも八街だけが噴水状態、そういうことはないようにしていただきたい、このことを要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（加藤 弘君）

以上で京増藤江議員の質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時13分)

(再開 午前11時21分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、通告の順に従いまして質問をいたします。

まず、平成28年度一般会計予算からでございます。

3款民生費3目障害者福祉費の中の難病療養者支援事業費についてであります。予算書の125ページであります。

平成27年1月から難病指定が拡大されました。このことにより八街市は支給対象者を2倍想定して、わずかこの間2千円だった見舞金を半額で支給ということをして実施いたしました。実際には対象者は40名しか増えてはおりません。平成28年度予算は前年度より216万円の減となっております。

そこでお伺いいたしますのは、見舞金制度が果たしてきた役割について、どのように認識されているのか、お伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

難病療養者対します見舞金制度、こちらにつきましては、治療方法が未確立で、長期にわたり治療を要し、日常生活及び社会生活に相当の制限を受ける対象者、それから介護者、こちらの方々の経済的負担の軽減を図るということを目的にしておるものでございます。

国制度により医療費の助成はございますが、疾病によっては遠方の医療機関に通院となるという方もいらっしゃるということで、交通費などの医療費外にかかる負担の軽減として見舞金を支給しているものでございます。

○丸山わき子君

今、経済的負担を軽減するためにこの制度を設けているんだということを言われたわけなんですけども、わずか、この間2千円の見舞金だったものを半額にして1千円にしてしまったと。印旛管内を見ても、佐倉市以外は従来どおりの支給をしているわけです。佐倉市は課税世帯、非課税世帯に分けての支給となりました。印西市は通院5千円、入院2日から15日未満は5千円、また、入院15日以上は1万円、大変丁寧な対応をされていると思います。あと白井市では1カ月2千500円、四街道市では3千円、酒々井町では3千円、八街市は1千円。経済的負担を軽減すると言いながら、わずか1千円の状況であります。

障害者基本計画、障害者福祉計画策定時のアンケートの中には、難病患者の45パーセントが経済的な援助の充実を求めています。前年度予算にわずか180万を上乗せすれば、見舞金は減額しないで支給することができます。ぜひ、もとに戻すことを求めますが、市長は

こうした見舞金制度のあり方を再度検討して、1千円ではなくて、せめて2千円に引き上げることを求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

丸山議員の申されている意味は大変重いというふうに判断しておりますけども、近隣の状況、あるいはいろんなことを想定した中で、今後、検討・研究してまいりたいと思います。

○丸山わき子君

八街市の難病見舞金制度に関わるホームページを見ましても、支給は幾ら支給しますということが発表できないほどの大変貧弱な額なんです。これでは本当に八街市のイメージが悪くなるばかりです。

いま一つお伺いいたしますのは、総合支援法の施行で難病患者も福祉サービスを受けられるようになったわけですが、そのサービスの利用状況、どのような状況でしょうか。

○市民部長（石川良道君）

障害者総合支援法の施行によりまして、平成25年4月から障害者手帳の対象となっても難病の方も福祉サービスの対象となりました。本市での難病患者の利用申請は、平成25年度に1件あったのみでございます。ちなみに、対象者の病気はパーキンソン病ということで、利用サービスとしては、地域生活支援事業の日常生活用具給付の電動式たん吸引器でございます。

○丸山わき子君

本当に経済的な支援を望んでいるわけなんですけども、こうした難病患者が利用できる総合支援法の中の福祉サービスも、思うように利用できないというのが実態なんです。ですからこそ見舞金制度の存在というのは大変大きいはずですよ。

平成24年度は390人いた難病患者、平成27年の難病指定の拡大によって430人になっているわけなんですけども、やはり、そういう点では、増えたからといって、今までの見舞金を半額にする。これは経費削減ありきの福祉切り捨てとしか言いようがありません。私は、何としてでも早急に見舞金制度の見直し、平成28年度の予算がこれから決められるところなんですけれども、しかしながら、こういった市民に対しての大変冷たい予算というのは、当然認められない。そういう点では、きちんと予算の確保をしていていただきたいというふうに思います。

わずか前年の予算に130万ほどを上乗せすれば実現できる問題なわけですから、ぜひ、対応していただきたいと、このことを要求するわけでございます。

次に、児童福祉費、142ページの家庭的保育事業運営委託事業費についてであります。

まず1点、お伺いいたしますのは、家庭的保育の保育資格について、どのような内容なのか、お伺いいたします。

○市民部長（石川良道君）

家庭的保育事業、これの実施にあたっては、保育士等の資格者がおるわけなんですけども、それ以外にも、必ずしも保育士であることを要件としないということで、市長が行う研修を修

了することを必須として、その研修を受けさせるだけではなくて、条例に基づいて基準を設けているわけですが、その中で保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者ということで、具体的には看護師とか、幼稚園教諭といった有資格者、そのようなことも想定しておるわけでございます。

また、この事業の中では、補助保育者というものも定員を広げるにあたって、そういう方を設けるということも可能になっているわけですが、こちらについても国の実施要綱に基づいた研修を受けていただいて修了した方ということが要件になるということでございます。

○丸山わき子君

今、説明いただいたわけなんですけれども、看護師とか幼稚園教諭の資格を持っている人、これを想定していると言われましたけれども、しかしながら、八街市の条例の中では、家庭的保育の事業者の資格は、市長の研修を受ければ、その事業所を開設できるんだというふうになっているわけなので、そういう点では、資格がなくても事業所を開設できるということで、安全性の面では、大変不安な内容になってくるというふうに思います。

今回、予算化されている研修というのは、これはどのような内容で進められるのか、その点について伺いいたします

○市民部長（石川良道君）

予算の内容でございますが、今回計上しております家庭的保育講習委託109万8千円につきましては、平成27年度4月にスタートいたしました子ども子育て支援新制度によりまして、新たに創設された家庭的保育事業、地域型保育事業に従事する者を対象として、保育従事者としての必要な知識、技術の習得及び家庭的保育者の資質の向上を図るために行う研修を委託するために必要な経費でございます。

また、地域型保育給付費負担金204万円につきましては、市内に住む保育認定を受けた児童が市外の地域型保育施設に入所した場合に、市が地域型保育施設に対して地域型保育給付を行うための費用、こちらを計上しております

○丸山わき子君

この研修を受ければ、絶対に安全性が担保できるのかといたら、決してそうではないというふうに思います。そういう点では、大変綱渡りの保育事業になっていくのではないかと私を私は感じるところであります。

それで、2点目の保育条件、これはどう対応するのかという点で、同じ認定を受けた子どもたちが資格のある方と資格のない方ということで振り分けられていくと。それが本当に保育条件に格差があっているのかどうか、そういう点では、どんなふうにお考えでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

家庭的保育事業、こちらにつきましては、待機児童の解消という目的のために、法の施行前の保育ママの制度を制度的に、法的に位置付けていくような内容でございますけれども、先ほども申し上げましたように、保育士と同等以上の知識及び経験を有する者ということで、単に研修を受ければ有資格者となるということではなくて、当然、看護師なり幼稚園教諭で

の有資格者ということでございますので、いろいろな場面に対して適切に対応できるような、そういう知識、技能、そういったものを考慮しての経験等を配慮しての、このような形での資格者という形での位置付けを与えているものでございますので、保育の質について、そこで心配が出るというふうには、そのこと自体をもっては考えておりません。

ただ、設けておりますのは、最低基準ということでございますので、当然、資質の向上については、市としても、資質が向上されるように指導・監督をしていく立場にあるというふうに考えております。

○丸山わき子君

今、市が指導・監督していくんだということを言われたわけですがけれども、今、民間での乳幼児の事故というのが大変多いわけです。公的な施設よりも民間での死亡事故というのは大変多いわけです。そういう中で、市は指導・監督していったとしても、万が一事故があった場合、どんな責任をとるのか、このところが大きな問題になってくると思います。

本来ならば、待機児童の解消は、こうした形ではなくて、市がきちんと施設整備をしていく、そこで子どもたちを見ていくというのが本来であるかと思うんです。

私は、そういう点では、民間任せのこういった、まさに福祉切り捨てですね、これは。こうした保育行政ではなくて、県がやっているからではなくて、こういうものは条件的につくってしまったけれども、こういうところに頼る保育行政ではなく、八街市が独自に待機者をきちんと受け入れられる、そういう体制づくりをしていっていただきたい、このことを求めるわけでありませう。

次に、土木費なんですけど、205ページの住宅管理費についてお伺いいたします。

老朽化した市営住宅の管理についてであります。特に、今、交進住宅、朝陽と空き家となってきたわけなんですけど、特に交進住宅は入居させないということで、ベニヤ板を打ち付けて出入りできないようになっております。もう人が入らない家屋というのは、どんどん傷みが激しくなっております。このままにしておいて安全なのかというような状況が感じられます。また、環境的にも大変殺伐とした状況になってきています。

いつまでこのような状況を保っていくのか、その辺についてお伺いいたします。

○建設部長（河野政弘君）

市営住宅8団地につきまして、年数もかなり経過しているものもございませう。実住、榎戸、富士見、笹引、交進団地及び朝陽団地の一部につきましては、今、ご質問のとおり、現在、公募を停止しております。空き家となった住宅につきましては、防犯等の対策といたしまして、ドア、引き戸、窓等入り口のある箇所をコンパネ等でふさぐなど対策を行っているところでございませう。

空き家の住宅につきましては、早期に解体していくということが必要であるということ承知しておりますので、引き続き予算確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、市の方で現在、公共施設等総合管理計画ということで、平成27、28年度で策定しているということでございませうので、この計画の中で今後の市営住宅等のあり方、また解

体、その辺も含めまして対応してまいりたいと考えております。

あと、今、九十九路、長谷団地だけ募集しているということの中で、できれば、そういう中に集約していけば、空き家の解体の方も進むかと思えますけれども、それについても検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

大変な建物の状況になってきています。以前も老朽化した市営住宅の屋根の瓦が飛んで、通行中の車に当たったというような状況があって、本当に車でよかったかなど。人に当たったら大変だったなというふうに思うわけなんですけど、一刻も今のような状況にしておくわけにはいかないと、早急な対策を求めるものであります。

それと、高齢者に対応した住宅に関しては、やはり、今、団地の中の8割ぐらいはもう高齢者になってきています。交進住宅を見ても、大変環境的にもよろしくない。やはり、高齢者が安心して暮らせる、そういった住宅を作っていくことが、今、求められているというふうに思います。

そういった点では、今、今後の住宅に関しての計画をつくっているんだというようなことでありますけれども、具体的には、そういった高齢者に対応した住宅というのは検討されるのかどうか、その辺についてお伺いします。

○建設部長（河野政弘君）

市営住宅という形の中で新たに高齢者対応住宅というような建設という計画は、現在のところございません。ただ、高齢者の方が増加しているということは認識しておりますので、その必要性ということにつきましても認識しているところでございます。

市営住宅として考えられる対応ということでございますと、九十九路、長谷団地の1階部分について、今後、住宅管理計画の中でバリアフリー化なども含めまして、その可能性について関係課を含めまして検討していかなくてはならないなというふうには感じております。

○丸山わき子君

高齢者が安心して暮らせるために、今の長谷とか九十九路というのは家族向けの住宅になっていると思います。高齢者は、やはり単身者が今多くなっているわけですから、そういった世帯向けの住宅が検討されなければならない、また機能的に作られたものでなければならないというふうに思います。私は高齢者対策の一環としては、高齢者住宅をきちんと検討していく、そして、高齢者が住む住宅には、きちんと見守る専門家も配置するといったきめ細やかな街づくりを今後ともしていくべきであるというふうに思いますので、ぜひ、この辺については高齢者住宅のあり方をもっと検討いただきたいというふうに思います。

次に、9款教育費なんですけれども、学校施設整備事業費、223ページ、227ページにまたがっております。

小学校での学校施設整備費600万円、中学校1千300万円となっておりますが、これだけのわずかな額で各学校からの要望にどの程度対応できるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

各学校からの要望につきましては、修繕や補修が多く、施設整備につきましては、校長会から毎年10月頃に要望書が提出されております。11節や15節での事業採択は、各種点検による指摘事項に基づく改修も含め、教育委員会にて判断しているところでございます。したがって、工事要望に対する予算計上の割合については、一概的に、数字的に回答できませんが、工事にあたりましては、緊急性、効率性等を考慮しております。

予算につきましては、小学校における施設等修繕料は、小学校施設維持管理費に540万円を計上し、また、中学校における施設等修繕料は、中学校施設維持管理費に450万円を計上しております。

次に、小学校施設整備事項費といたしましては、毎年度枠として600万円を計上しております。平成28年度では交進小学校の老朽化した電話設備の改修工事、交進小学校の漏水しているプールの配管改修工事、笹引小学校の老朽化したプレハブ校舎の内装工事、実住小学校等の老朽化した消防設備の改修工事等を予定しております。

また、中学校施設整備事項費といたしましては、これも毎年度枠として400万円を計上しております。平成28年では、八街中央中学校屋内運動場の床の一部改修工事、八街北中学校の特別教室等の屋上防水工事等を予定しておりますが、昭和62年度設置の八街南中学校受水槽が一部破損し、漏水していることから、交換工事を別枠として計上しております。

今後も施設老朽化による点検指摘事項や緊急性等を勘案し、予算要求していく所存でございます。

○丸山わき子君

各学校からの要望というのは、子どもたちが生活する場ですから、どこの学校も緊急性はあると思うんです。一日も早く何とかしてほしい。教育委員会の方も限られた額の中で、じゃあどうしようかと、かなり頭をひねっての対応であろうかというふうに思います。

平成26年決算の中で明らかとなりました教育に係る国の交付税額、これに当てはめますと、学校の維持管理、教材費、図書館費など、小学校1校あたり4千100万円、中学校は5千700万円になるはずなんです。しかし、実態は、今言われたように、わずかな予算が措置されているということでもあります。

そういう点では、先だても市長に私、申し上げましたけれども、これは教育予算をもっと増やしていかないと、大変なことになるなど。現在も大変ですけれども。今まで八街市は、大型の事業を進めてまいりました。その事業のあおりを受けまして、教育費も大幅な削減がされ、そのまま削減をしたままになってきてしまっているわけです。もうこれ以上、子どもたちにも、現場の先生方にも我慢をさせるわけにはいかないという点では、大幅な教育予算の確保が求められると。

それで、次に、施設整備計画についてなんですけれども、今後、あちこち老朽化した施設整備の問題があるかと思いますが、これはどのように検討されているのか、お伺いいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

教育委員会といたしましては、国費や市債を財源の一部とする小中学校施設改修に係る事業、いわゆる耐震工事、空調設備工事、トイレ改修工事等に係る整備計画はございます。国費の状況や計画の前出し等の可能性を図りながら、今後も予算要求していく所存でございます。

また、プール改修にあたりましては、改修のほかに民間施設の活用についても視野に入れながら、検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

プールは民間へなんてという話もございましたけども、どう見ても時間的な対応を考えていると、そういうことはまず考えられないのではないかとこのふうにも思いますが、今後、この間、市長答弁がございましたエアコン設置の問題、また、今、答弁がございましたけども、プールの改修の問題、それから、トイレの改修の問題、各学校の受水槽の老朽化している問題、また、中央中学校等の今後の改修というようなこともございまして、こうした整備が本当に山積みになっているわけです。ですから、きちんとした整備計画、いつぐらいまでに何を進めるのかといった長期的な計画をもって着実に進めていくことが必要であろうかというふうに思います。

当然、国の補助金を活用しなければ進められないわけですから、これは計画なくしてできないわけなので、ぜひとも、整備計画をきちんと持っていただきたい、このことを申し上げておきます。

次に、6項保健体育費の学校給食費、256ページでございます。今度、平成28年度には第二調理場を委託するというところでございます。新年度予算では、委託予算が示されておりませんが、具体的な予算というのは、どのようになるのか、お伺いいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

第二調理場に係る調理業務委託費につきましては、学校給食調理業務1億570万2千円に含まれております。内訳といたしましては、第一調理場12カ月分の委託料が6千997万3千円、第二調理場は平成28年8月1日からの契約となりますので、7カ月分の委託料として3千572万9千円となります。

なお、第二調理場の調理業務委託契約期間は、平成29年7月31日までの12カ月を予定しておりますことから、平成29年度分につきましては、債務負担行為といたしまして2千79万5千円を計上しております。双方を合計いたしますと、5千652万3千円の予算となります。

○丸山わき子君

今、平成28年度分につきましては、3千572万8千円ということで答弁いただいたわけですけども、この間も学校給食第一調理場は民間委託をされてまいりました。第二調理場の委託によって、どのぐらいの削減が見込まれるのか、経費削減の効果、どのぐらい見込まれるのか、お伺いしたいと思います。

○教育次長（吉田一郎君）

第二調理場の調理業務委託に係る経費につきましては、平成27年度の第二調理場に係る調理員の人件費や臨時調理員の賃金との合計額と比較いたしますと、通年ベースで790万ほどの減額となります

○丸山わき子君

実際の働く方々のベースを今言っていたいただいたわけなんですけども、実際に調理業務の委託に関して、第一調理場、これは平成20年に委託したときには、1日1人あたりの委託費は68.5円、2回目の更新時は82.9円、3回目は、今、平成26年から平成29年で、105円、この6年間に1.5倍委託費が上がっているわけです。平成28年度の第二調理場、これは7カ月分の委託費、この予算からは1日1人あたり85円の出発なんです。同じように、5、6年後に、これでいったら127円になっちゃう。決して経費削減にはならないというふうに思います。

そういう点では、学校給食を経費削減、その場では、机上ではあたかも経費削減に見えますけれども、実際には経費削減にはなっていない。義務教育の学校給食をこうした経費削減の対象にすること自体が、私は問題であるというふうに思います。

今、国は、民間委託を奨励して、取り組めば地方交付税の基準財政需要額の算定に反映させる、こういう仕組み作りをしているわけです。これを各自治体に競わせているわけです、教育の一環である給食を、そういった委託の対象にさせると。

私は、これはいくら何でも、地方交付税をこういった委託をした自治体にはたくさん上げますよといった、こんなとんでもないことをやる国のあり方は絶対に許してはならないと。地方自治を大きくゆがめていく原因になるというふうに思います。

私、市長に対して、こうした本来の交付税のあり方をゆがめていくやり方、ぜひとも是正せよということを国に言っていただきたいと思いますが、市長、どんなふうにお考えでしょう。

○市長（北村新司君）

実はその点の中で、先般、義務教育施設に関する提言ということで、全国市長会、また千葉県市長会と同じでございますけれども、保護者の教育費負担軽減のため、学校給食費の公費負担のあり方について、しっかり検討することを含めた中で、国におきまして、子どもたちの育みを含めた中での要望をしっかりと市長会、あるいは全国市長会、千葉県市長会で要望として挙げておりますけれども、さらに、今、丸山議員がおっしゃったことは大変、そういうことを絡めた中での国のそういう義務教育に対する考え方等についても、私どももしっかり研究をしながら、そのことについても市長会の中で発言したり、国にしっかりと提言するよう努力してまいりたいと思います。

○丸山わき子君

後、委託のあり方の問題です。これは私、毎回、今の学校給食の委託のあり方につきましては、問題があるということを申し上げております。現在の調理業務民間委託は、請負であ

ると。職業安定法の中からはいきますと、これは違法であるということがはっきりしているわけなんです。こういう違法なあり方を引き続き実施していくのかどうか、その辺について再度お伺いいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

職業安定法施行規則第4条第1項第4号では、自ら機械設備や材料を用意して業務を請け負うか、または専門的な技術、経験を提供する作業を請け負うか、このどちらかに該当していれば、偽装請負にはあたらないことになっております。このようなことから、現在の調理業務の委託にあたりましては、問題ないものと認識しております。

○丸山わき子君

教育委員会は、八街市が業者に全て提供しているわけですから、建物も、それから、管理的なもの、全て提供しているわけですから、その辺については、やはり問題があると。

それから、いま一つは、栄養士さんが事細かに現場で話し合いをしなければならない、当然しなければならないと思うんですが、そういうこと自体がまさに請負の内容になってきてしまうわけです。発注者側が請負事業者に対して、事細かに現場で説明を加える、要求をするということ自体は、まさに、それは偽装請負の内容になっていくわけですから。しかしながら、おいしい給食を作らなければならないということで、職員の方は必死なんです。そういう矛盾した中で、この事業を進めなければならない、そういう点では、かなり委託業務というのは、学校給食の中での委託業務というのは、大変無理があるということで、私は本当にコスト削減だけを先行させた学校給食の委託のあり方というのは、これは問題があり、見直しをしていくべきであるというふうに思います。

ちょっと時間がございません。最後に、後期高齢者医療特別会計予算について1点お伺いしておきたいと思います。

平成28年度保険料を引き上げるということでございます。1人あたりの引き上げ額、また負担総額はどのぐらいになるのか、お伺いいたします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

お答えいたします。今回の改正によりまして均等割額が3万8千700円から4万400円、1千700円の増額、所得割率が7.43パーセントから7.93パーセントへ0.5パーセント増となります。

あと、その一方で、低所得者層の負担軽減措置として均等割が。

○議長（加藤 弘君）

ちょっとお待ちください。議会運営の申し合わせにより、持ち時間が終了しましたが、引き続き、執行部の答弁を許します。お願いします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

均等割と所得割の値上げとあわせまして、低所得者層の負担軽減措置として均等割の2割、5割軽減において、その対象が拡大されることとなっております。

このようなことをもとにしまして、試算しましたところ、本市におきましては1人あたり

平均保険料年額は、平成27年度当初賦課ベースで比べますと、4万4千938円であったものが4万7千517円となりまして、2千579円程度の増額となる見込みでございます。以上です。

○丸山わき子君

負担総額を聞きました。

○議長（加藤 弘君）

負担総額を聞いたということで、その答弁は。今、答えられれば。もし、わかれば。

○国保年金課長（石川安夫君）

負担総額は、今、手元にございませぬ。

○議長（加藤 弘君）

では、後ほど、また、担当課まで。

○丸山わき子君

以上で終わります。

○議長（加藤 弘君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

お諮りします。議案第2号の専決処分の承認を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

これから討論を行います。議案第2号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

討論がなければ、これより第2号の討論を終了します。

これから採決を行います。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部を改正する条例の一部改正）を採決します。この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第2号は承認されました。

ただいま議題となっております議案第3号から第31号を配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会へ付託します。

議案付託表に誤りがあつた場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知といたします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日27日から3月15日までの18日間を、各常任委員会の開催及び議事都合のため、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。27日から3月15日までの18日間を休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

3月16日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

ご苦労さまでございました。

（散会 午後 0時06分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案第2号から議案第31号、
質疑、委員会付託
2. 議案第2号
討論、採決
3. 休会の件

-
- 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 議案第3号 八街市行政不服審査法施行条例の制定について
- 議案第4号 八街市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八街市公文書公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 八街市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八街市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 八街市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第10号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 八街市一般職の職員の管理職手当及び地域手当の特例に関する条例の制定について
- 議案第14号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 八街市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 八街市ホームヘルプサービス事業手数料徴収条例を廃止する条例の制定について
- 議案第17号 八街市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 八街市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第19号 八街市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 市道路線の認定について
- 議案第21号 平成27年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第22号 平成27年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第23号 平成27年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第24号 平成27年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

- 議案第25号 平成27年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第26号 平成28年度八街市一般会計予算について
- 議案第27号 平成28年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第28号 平成28年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第29号 平成28年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第30号 平成28年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第31号 平成28年度八街市水道事業会計予算について